

行政事業レビューチーム

提 言

2016年12月14日
自由民主党
行政改革推進本部
行政事業レビューチーム

自由民主党 行政改革推進本部では、Plan（計画の立案）-Do（事業の実施）-Check（事業の効果の点検）-Action（改善）による「PDCA サイクル」に基づく、効率的・効果的な行政を行うため、定期的に政府の事業の評価・検証を行っている。あわせて本年からは、統計データや社会科学の知見を活用した EBPM（Evidence Based Policy Making：根拠に基づく政策立案）を推進するための取り組みを開始したところである。

本年秋には、各府省の来年度予算概算要求を中心にヒアリングを行い、その結果を以下の通りまとめたので、政府において、平成 29 年度予算編成や今後の行政事業レビューの実施等に適切に反映するよう、申し入れる。

1. 予算編成のあり方に係る課題

翌年度の重点政策の予算要求・要望のあり方

予算編成において、翌年度の「目玉」となる重点政策については、特別枠等が設けられて要求・要望が行われる例が多いが、ともすれば重点政策の名を借りて、当該政策とは関連が薄い、あるいは関係を見出し難い予算が要求されている事業が見られる。

来年度予算編成においては「一億総活躍社会の実現に向けた施策」が重点政策に該当するため、行政事業レビューチームにおいて、各府省の一億総活躍関係の新規予算を調査したところ、74 事業が該当した。うち 34 事業では、行政事業レビューシートの「関連する計画や通知等」の欄に「ニッポン一億総活躍プラン」の記載がなく、一億総活躍関係の予算であることが確認できなかった。また、レビューチームのヒアリングで他の予算で本来行うべきと指摘したところ、一億総活躍関係の予算としての要求を取り下げた事業があった。

- 特別枠等が設けられる政権の重点政策については、その定義を逸脱した、本来の政策とは関係のない予算が措置されないように、各府省の要求・要望の段階や予算編成過程においてしっかり精査を行うべき。

補正予算の要求・要望のあり方

補正予算については、要求・審議が極めて限られた時間で行われるために、中身のチェックが疎かになりがちである。過去の行政事業レビュー等での指摘等を踏まえて編成すべき。

実証実験に関する予算要求・要望のあり方

一億総活躍、地方創生、農業活性化等の諸課題の解決には、従来の縦割り型ではなく、共有のIoTプラットフォームが構築されることを原則としなければならない。よって、プラットフォーム構築に関する実証実験予算については、非共有のプラットフォーム構築に関する予算は認められない。

2. 全府省に共通な課題

統計情報の利便性向上

党行政改革推進本部では、本年、統計データや社会科学の知見を活用したEBPM（根拠に基づく政策立案）を推進するための提言を公表した。提言に基づき、官民データ活用推進法が成立し、データの活用を前提とする社会が確立されていく事を踏まえ、統計情報の精度や利便性の向上等、EBPMのための環境整備が必要である。

- 政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載されているうち、データベース化されていない統計について、ニーズの高い統計から、データベース化あるいは機械判読可能なファイル形式に修正すべき（視覚での閲覧性を優先して作成されている統計については、閲覧性優先及び機械判読可能の双方のファイルに掲載する）。
- 各府省がPDFで公開している統計については、早急に元データを機械処理できる形式で公開すべき。
- e-Statに掲載されていない、各府省の白書等のデータについても、ニーズがあるものは統計データとして利活用できるよう検討すべき。
- 議論のための統計データの整理や、データのとり方の平仄合わせについて検討すべき。
- 予算の確立、執行にあたっては、データに基いた判断を原則とすべき。

行政事業レビューシートの改善

（1）適切なアウトカム・アウトプットの設定

党行政改革推進本部では、昨年、行政事業レビューシートに定量的な成果目標を設定すべきことなどを行政改革担当大臣に申し入れた。

これを受けて、定量的なアウトカム・アウトプットが設定されるようになっては来たが、本来はアウトプット（活動指標及び活動実績）とすべきものを、アウトカム（成果目標及び成果実績）としている事業が多く、アウトプットとほぼ同一のアウトカムを設定している事業もある。これでは、当該事業の活動により、どのような定量的な成果が生み出され、どのように国民の利益になるかが説明されておらず、事業の成果・効果を図ることができない。

また、海外からの招聘等の事業では、参加者へのアンケートでの肯定的な回答の割合等を目標としている事業が多い。これについては、肯定的な結果が出るのが予想されるものであり、客観性が不十分で、事業の成果・効果をはかるための目標としては不適切である。

- アウトプットとすべきものをアウトカムとしている事業について、適切なアウトカムを設定すべき。
- アンケートを使用したアウトプットについては、合理的な理由があるもの及び客観性が担保されたもの以外は認めない。

(2) 執行率の記載の改善

行政事業レビューシート上は、予算額から繰越し等を差し引いた金額に対する割合を「執行率」として記載するため、当初予算の太宗が翌年度に繰越されているなどしても、執行率としては100%などの高い値となっているレビューシートが多い。このため、予算の100%が執行されているとの誤解を招き、当初予算の何割が実際に当該年度に使われたかが把握しづらい。

- レビューシートに当初予算+補正予算に対する執行額の割合を記述すべき。

(行政事業レビューチームの指摘を受けて、実際に修正された例)

予算額に対する執行額の割合について								
○ レビューシートにおける記載								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算の 状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	789	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	▲ 789	-	-
		予備費等	-	-	▲ 2,999	▲ 1,959	-	-
		計	0	1	252	3,789	3,000	
	執行額	-	1	251	-	-		
	執行率 (%)	-	100	100	-	-		
○ ご指摘を踏まえた数値								
	25年度	26年度	27年度	28年度				
執行額/当初予算+補正予算	-	0.03%	8.37%	71.79% ※				

※ 28年度は、当初予算及び27年度からの繰越し額の合計額(3,789百万円)に対する、当初配分額(1,931百万円)と27年度からの繰越し額の合計額(2,720百万円)の割合

(実際の資料を一部編集 (「執行額/当初予算+補正予算」の部分))

(3) 国民運動（普及啓発事業）の成果・効果検証

国民運動（普及啓発事業）については、その事業を行うことにより、どれだけの定量的な成果・効果が得られるかを検証するためのアウトカム・アウトプットの設定が難しいことから、PDCA サイクルに基づく成果・効果の検証がなされていない事業が多い。予算の執行についても、広告代理店等の受託業者に「丸投げ」しているとの誤解を招かぬよう対処する必要がある。

- 国民運動（普及啓発事業）の成果・効果を検証するためのアウトカム・アウトプット指標を設定し、PDCA モデルを構築すること。
- 業務上達成すべき目標を定め、受託業者にも「結果にコミット」させることを検討すべき。

(4) 契約に係る記載の改善

「支出先上位 10 者リスト」の項目については、契約による支出のほか、補助事業による支出も記載する。しかし、同項目には「契約方式」を記載する欄しかなく、補助事業が含まれることがわかりにくくなっている。

加えて「契約方式」の選択肢が、現行では、①一般競争入札、②総合評価入札、③随意契約（企画競争）、④随意契約（公募）、⑤随意契約（少額）、⑥随意契約（その他）に限定されており、指名競争入札や国庫債務負担行為による 2 年目以降の表現、補助事業などの選択肢がなく、さらに分かりにくい状況となっている。

- 「契約方式」欄の名称を、例えば「契約方式等」と改め、当該欄の選択肢を増やし、指名競争入札や補助事業、その他などを追加すべき。なお、「その他」を選択した際は「事業概要欄」にその内容を記述する。

3. 複数府省にわたる課題

研究費に係る制度の改革（競争的資金所管府省）

科学研究費に代表される競争的資金については、一昨年（2014 年）の提言でも、各府省で異なる書式やルールを統一を求め、政府においても改善が図られたところである。

しかし、いまなお各大学・研究機関等が独自のローカルルールを設けていることにより、エクセルで作成された申請書のフォーマットが使いづらい、電子申請が出来ず書類を郵送しなければならない、申請のたびに業績等の研究者情報を入力しなければならないなど、非合理的な制度が存在するとの指摘が、現場の研究者等から多数、寄せられている。

研究者が不必要な事務負担に多くの時間を費やしていることは、本来の目的である研究活動の生産性を阻害し、人件費に換算すれば無駄な支出ともなる。研究費に係る制度について、研究者ファーストの目線での早急な改革が必要である。

- 研究費に関しては、研究者目線での不合理なルールの廃止を徹底すべき。
- ローカルルールを全廃し、少なくとも全ての国立大学・国立研究機関等で制度を統一すべき。
- リサーチマップ等のポータルサイトを活用し、研究者情報を共有すべき。

- 旅費については、合理化すべき。
- 官民データ活用推進基本法で定められた「デジタルファースト」の方針に従い電子申請を基本とすべき。

国立大学法人運営費交付金が削減される一方、競争的資金等を加えた研究費予算は、少なくとも横ばいになっているにもかかわらず、わが国の基礎研究の成果が上がっていないという声が根強い。それについてはしっかりとした検証が必要だが、2020年度のプライマリーバランス黒字化という目標に鑑みると、今後、研究費の大幅な増額は期し難い状況である。

しかしながら、文部科学省内で研究の成果を客観的に何で測るかといった指標が明確にされていない。また、運営費交付金、科学研究費等競争的資金、宇宙・原子力・スパコンなど巨額の予算が投入されるメガプロジェクトの間の予算配分や優先順位付けの司令塔が不明確である。

- 基礎研究に関する現状認識について統一見解を早急にまとめるべき。
- 研究の成果を客観的にどう測るか、政府内での合意を図るべき。
- 運営費交付金と競争的資金のこれから将来へ向けての配分の在り方に関して検討すべき。

東京オリンピック・パラリンピックの施設整備（総務省ほか）

東京オリンピック・パラリンピックの施設整備費用に関して、国は新国立競技場の整備費の2分の1を負担するのみであり、恒久的な施設整備は東京都、仮設的な施設整備は組織委員会が行う。

もし東京都以外で競技が開催されることになり、恒久的な施設整備に財政支援が必要な場合は東京都が行う。

- 総務省から東京都、組織委員会、当該自治体に対して、東京都が他自治体に対して財政支援を行うことについて、地方財政法等上の問題がないことを確認すべき。

東京オリンピック・パラリンピックのサイバーセキュリティ対策、テロ対策及び交通対策（内閣官房・警察庁ほか）

東京オリンピック・パラリンピックに必要な予算の中で、サイバーセキュリティ対策、テロ対策及び交通対策は着実に対応しなくてはならないが、一方で費用が極めて大きくなる可能性もあり、具体的な議論のたたき台になるような試算がいまだ行われていない。

- 警察庁は、至急、テロ対策・交通対策に要する費用の骨子を策定し、各省、東京都、組織委員会等との協議を開始すべき。
- 内閣サイバーセキュリティセンターは、各省、東京都、組織委員会等との協議を開始し、サイバーセキュリティ対策に要する費用の骨子を策定すべき。

空家対策の推進に関する自治体の関与（国土交通省・総務省）

都市部を中心に空家が増えているが、なかには貸家、売却などの対象になりうるものがある。しかし、持ち主がわからず交渉に至らない空家が多いのが現実である。他方、自治体は固定資産税の支払いを通じて持ち主を把握することができる。そのため、自治体から空家の持ち主に交渉の可能性を打診し、持ち主にその意思があれば地域の不動産関係団体にその旨を伝え、交渉につなげることができる。

- 各自治体及び不動産関係団体に、自治体を経由して間接的に持ち主の意図を確認することができるスキームがあることを伝え、空家の活用を促すべき。

エネルギー政策（文部科学省・経済産業省）

高速炉基盤整備対応（文部科学省 新29-0030）

（省名の後の数字は、行政事業レビューシートにおける事業番号。以下同）

- ・「もんじゅ」の新規制基準対応に向けた費用として、50億円を計上している。その費用内訳は、竜巻、森林火災、火山など新しい自然現象への対応や意図的な航空機衝突への対応など稼働を前提としているようである。しかし、「もんじゅ」については、原子力関係閣僚会議で、本年中に「廃炉を含め抜本的な見直しを行うこと」とされており、廃止措置における規制が稼働を前提とする場合と異なる以上、本事業は、廃止とすべき。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金に必要な経費（文部科学省 0255）

- ・商用炉の場合には、新規制基準対応のための費用を試算したうえで経済合理性に見合わない場合には新規制基準の対応を断念することがある。しかし、JAEAの場合、交付金で予算を付けることができるため、新規制基準対応を断念して廃炉にするという判断が働かない。新規制基準対応に見合う効果が得られるのか、費用対効果を検証すべきである。
- ・開栄丸の維持管理費については、船舶検査証返納を前提として計上すべき。係船届を出すことを前提とした費用は支出すべきでない。
- ・開栄丸の固定費のうち、運行管理会社人件費1,000万円及び原燃輸送人件費等2,000万円は、津波・攻撃等の緊急時対応の人件費であるが、緊急時のみに業務が発生することを踏まえると、人件費として高額ではないか。
- ・開栄丸の使用の終了に伴う費用負担について現在交渉中とのことであるが、終了に伴う費用も出来る限り低廉に抑えるべきである。

高速炉の研究開発（文部科学省 0255-F）

高速炉の国際協力等に関する技術開発委託費（経済産業省 0411）

- ・常陽は、新規制基準対応のために、平成29年度15億円、30年度11億円、31年度10億円と多額の予算が計上予定である。その一方で、常陽については、平成28年度末に設置変更許可申請を提出して新規制基準への対応を進めることを目指すとの回答であった。常陽は実験炉で

あるため、原子力規制庁の審査期間の見通しも難しく、JAEA が想定しているような審査期間のうちに設置変更許可が下りるのかは不透明な状況である。平成 31 年度までの予算については、原子力規制庁の審査の進捗状況をみながら、単年度ごとに予算の配分を加減すべきである。

- RETF は、全く使用されていないにもかかわらず、維持管理費に 2,800 万円、租税公課（固定資産税、都市計画税）に 6,400 万円が費やされている。RETF は家屋としての用に供することができる状態であるために固定資産税の課税対象となったとしても、自治体が固定資産税の減免措置を講じることは可能であるから、費用負担の金額を軽減する努力をすべき。
- 文部科学省と経済産業省それぞれが「常陽」で実施する研究項目及び研究期間等について、示されることはなかった。経済産業省及び文部科学省は、「常陽」を活用した研究項目をそれぞれ計画しているが、どの研究にどの程度の期間がかかるかを明確化した研究計画を精査したうえで、公表すべきである。また、研究に関連した予算も、原子力規制庁の審査の進捗状況をふまえながら、予算の配分を加減すべきである。
- ASTRID 協力に関し、運転開始後の常陽でどのような照射試験を行うことが適切かを検討・検証する設計作業や関連研究に関する予算が平成 27 年度以降、毎年、措置されている。しかし、文部科学省からのヒアリングでは、これから設置変更許可を申請するということであるため、ASTRID 協力の終了年度である平成 31 年度までに常陽が運転開始する見通しも立っていない。そうである以上、常陽の運転開始を見込んだ ASTRID 協力に関する予算を減額すべきである。
- ASTRID 協力は、平成 31 年まで日仏間で協力することが合意済みである一方、フランスは平成 31 年末に ASTRID 建設に向けた判断を行うとし、ASTRID 自体が建設されない可能性も残されている。また、ASTRID 協力は、プロジェクトが基本設計の段階にあり、プロジェクト全体に要する費用の総額は現時点で未定であり、日本側としてどの程度の金額を支弁するのか現時点では未定であるとのことである。しかし、先行きが見通せないプロジェクトに無尽蔵に費用を費やすべきではないから、ASTRID 協力でわが国が獲得できる知見や成果を踏まえ、費用対効果を検証し、プロジェクト全体にかかる総額を示すべきである。

経済協力開発機構原子力機関拠出金（経済産業省 0427）

経済協力開発機構原子力機関拠出金（文部科学省 0270）

原子力平和利用調査等事業拠出金（文部科学省 0273）（両省に加えて、外務省・原子力規制委員会）

- OECD/NEA に対する日本の義務的拠出金は国別分担金額全体の 13.8%を占めるに対し、日本の特別拠出金（任意に拠出するもの）は 30.5%で義務的拠出金額の倍以上の割合となっている。特別拠出金額は、経済産業省、文部科学省、原子力規制庁それぞれが拠出しているが、関係省庁による会議で、まず特別拠出金額の総額を決め、総額の範囲内で拠出するよう整理すべきである。
- OECD/NEA に関する関係省庁による会議は、今後も定期的に行うべきである。
- 外務省が行なう「国際機関等に対する拠出の評価」は、OECD/NEA の拠出金についても外務省が中心となって早急に評価を実施すべきである。

核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発等 (文部科学省 0255-G)

- ・電力会社由来の高レベル放射性廃液については、電力会社から貯蔵・管理費用を徴収すべきである。
- ・低レベル放射性廃棄物については、研究開発や施設の維持管理に伴う廃棄物も含まれるため、電力由来と JAEA 由来とを区分せず、貯蔵・管理費用の半額に相当する額を電力会社が負担しているが、高レベル放射性廃液もガラス固化体も約 9 割が電力会社の由来であることに鑑みると、電力会社の負担が保管費用の半額では著しく低額に過ぎる。高レベル放射性廃液やガラス固化体の 9 割が電力会社の由来であることをふまえた相応の金額を徴収すべきである。
- ・JAEA が電力会社から徴収した貯蔵・管理費用については、運営費交付金の削減に充てるべきである。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費 (文部科学省 0274)

- ・平成 29 年度概算要求額には、固体廃棄物減容処理施設 (OWTF) と同様の施設 (TWTF) を建設するための設計費が含まれている。しかし、OWTF に他の自治体で発生した放射性廃棄物を持ち込まないことを明記した文書の存在は確認できない。そうである以上、OWTF とは別に東海固体廃棄物廃棄体化施設 (TWTF) の建設を前提とする必要はない。JAEA が持つ全国の施設ごとに廃棄物処理施設を建設するのではなく、施設の集約をすべきである。そのような検討をすることなく、TWTF 建設のための設計費を計上することは時期尚早であり、まずは全体を検証すべきである。

放射性廃棄物の減容化に向けたガラス固化技術の基盤研究委託費 (経済産業省 0414)

- ・本事業により減容される量に関する正確なデータが存在せず、電力会社から出る放射性廃棄物に活用することが想定されているにもかかわらず、電力会社による採用も未定である。また、米仏韓等ではすでに低レベル放射性廃棄物のガラス固化技術は確立しているにもかかわらず、こうした海外の技術転用の検討が行われていない。本事業については、海外の技術転用の可能性等技術開発の必要性、電力会社による当該技術採用の可能性等をまず精査すべきである。

低レベル放射性廃棄物の処分に関する技術開発委託費 (経済産業省 0401)

- ・金属廃棄物利用事業は、廃炉で出た放射性廃棄物の処分が必要な電力会社等が活用することが想定されている。まずは、電力会社等が本事業で開発される廃棄物容器を利用することの確証を得てから事業を実施すべきではないか。

高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発委託費 (経済産業省 0402)

- ・地層処分に係る研究開発については、地層処分基盤研究開発調整会議で研究開発の分担等を検討しているが、メンバーの中に文部科学省が入っていない。地層処分基盤研究開発調整会議のメンバーシップの見直しも含め、文部科学省と経済産業省で研究開発が重複することのないようにすべきである。

原子力システム研究開発委託費 (文部科学省 0272)

- ・研究開発について、1 課題あたり年間 1 億円としているが、1 億 200 万円や 1 億 1,500 万円になっている事業が存在する。事業の実施にあたって、審査委員会において審査後、PD・PO 会議の審議を踏まえ採択を決定することのだが、研究課題に対する予算の分配についても審査の透明性・客観性を高めるべきではないか。

交付金全般（文部科学省・経済産業省）

- ・ 交付規則・交付要綱が同一のもの、政策目的が重なっているものなどが多数あるため、運転開始前・運転中・運転終了後などと原発の稼働のフェーズにあわせて文部科学省・経済産業省それぞれ交付金の整理・統合を検討すべきである。
- ・ 現在、文部科学省や経済産業省の HP に掲載されている事業評価個票の「成果及び評価に係る第三者機関の活用の有無」は「無」となっているが、透明性確保の観点から、第三者による評価の活用を検討するべきである。

核燃料サイクル交付金（経済産業省 0425）

核燃料サイクル関係推進調整等交付金（文部科学省 0269）

核燃料サイクル関係推進調整等委託費（文部科学省 0261）

- ・ 核燃料サイクル交付金（経済産業省 0425）では、執行率が 64%、76%となっているところがあり、利用者に必要な交付金内容となっていないのではないかと懸念されている。また、平成 29 年度要求は、青森の使用済燃料貯蔵施設の運転開始を見込んで平成 28 年度より 30 億円の増額となっている。しかし、青森の使用済燃料貯蔵施設の運転開始が平成 30 年後半へと延期された以上、平成 29 年度要求額のうち青森の使用済燃料貯蔵施設の稼働を前提とした 25 億円を減額すべきである。
- ・ 核燃料サイクル関係推進調整等交付金（文部科学省 0269）のうち、大型再処理施設等放射能影響調査交付金については、六ヶ所村の再処理工場は操業を 22 回延期し続け、16 日、日本原燃は、16 年 3 月としていた再処理工場の完成を 18 年度上期に延期すると発表し、稼働する目途が立っていない。したがって、六ヶ所村沖合の海洋調査等現時点で行う必要のないものも混在している。そもそも六ヶ所村の再処理工場は、商用原子炉の使用済み燃料の再処理のために使用される施設である。受益者負担の原則から、電力会社にも調査費用を負担させるべき。
- ・ 核燃料サイクル関係推進調整等委託費（文部科学省 0261）は、平成 27 年度の執行率も 36%、執行額も 2,700 万円と著しく低い。予算額の見直しが必要である。

広報・調査等交付金（文部科学省 0266）

広報・調査等交付金（経済産業省 0421）

原子力に関する国民理解促進のための広聴・広報事業費（経済産業省 0430）

- ・ 文部科学省にも経済産業省にも広報・調査等交付金という同一事業名の事業が存在する。両者の事業を統合すべき。
- ・ 経済産業省及び文部科学省の広報・調査等交付金（経済産業省 0421、文部科学省 0266）は、「発電用施設の設置及び運転の円滑化」という目的に照らして、交付の対象となる施設が広汎すぎるので、絞るべきである。
- ・ 福島第一原発 1～6 号機については、「客観的情報の提供が重要であることから、当分の間、県にも交付金を交付する」とこととされているが、東電との役割分担の明確化、どの程度の期間、交付金を交付し続けるのかを明確にするべき。
- ・ 文部科学省の広報・調査等交付金（文部科学省 0266）は、平成 29 年度に茨城県から広報研修施設の改修要望があったために平成 28 年度より増額となっているが、自治体からの要望に対しては必要性等を検証するべきである。

- ・広報研修施設のための交付金の交付については、インターネットが発達した時代に施設の展示という広報の手法そのものを見直すべきではないか。施設自体も、老朽化したものは廃止するなど、広報についての全体的な計画を作るべき。
- ・原子力に関する国民理解促進のための広聴・広報事業費（経済産業省 0430）は、青森の核燃料サイクル施設に対する広報活動も含まれている。もんじゅの広報事業として文部科学省に核燃料サイクル関係推進調整等委託費（文部科学省 0264）が存在しており、核燃料サイクル施設の立地地域における理解促進が含まれている以上、事業の整理が必要である。また、本事業の支出の用途がほとんど人件費であり、執行率が 59%、79%と低い点も問題である。

電源立地地域対策交付金（経済産業省 0420）

交付金事務等交付金（経済産業省 0422）

電源立地地域対策交付金、交付金事務等交付金（文部科学省 0265）

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（経済産業省 0417）

- ・文部科学省及び経済産業省の電源立地地域対策交付金は、同一事業名で、なおかつ交付規則も文部科学省と経済産業省で同一である。文部科学省分と経済産業省分としてお金が同一の自治体に入る場合、経済産業省分と文部科学省分が別な交付金であることが、地域住民にどう理解されているのか疑問である。両者の事業の統合を検討すべきである。
- ・電源立地地域対策交付金（経済産業省 0420）の事業の 1 つである地域活性化事業では、地域経済の振興が事業目的となっている以上、地域経済の向上などを客観的な数値で示し、効果を検証するべきである。また、電源立地地域対策交付金（経済産業省 0420）と広報・調査等交付金（経済産業省 0421）では、交付対象施設には福島第一原発以外同一の施設となっている。どちらも住民理解の向上が目的になっているなら、統合を検討すべきである
- ・交付金事務等交付金も、文部科学省と経済産業省で名称が同一、規則も同一である。自治体の負担軽減のためにも、経済産業省及び文部科学省の交付金等事務等交付金を統合すべきである。
- ・原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（経済産業省 0417）は、電源立地地域対策交付金（経済産業省 0420）と比較して、「発電用施設等の設置及び運転の円滑化を図る」という目的は同一で、交付対象施設も深地層研究施設が含まれているか否かしか違いがない。広報・調査等交付金（経済産業省 0421）とあわせて整理・統合を検討すべきである。

原子力発電施設等立地地域特別交付金（経済産業省 0423）

原子力発電施設立地地域共生交付金（経済産業省 0424）

原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業（経済産業省 0429）

エネルギー構造転換理解促進事業費補助金（経済産業省 新 28-0042）

- ・原子力発電施設立地地域共生交付金（経済産業省 0424）は、原子力発電施設等立地地域特別交付金（経済産業省 0423）と事業概要も事業内容も同じで、対象となる原子力発電施設も福井県や愛媛県は同一であるため、統合を検討するべきではないか。
- ・原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業（経済産業省 0429）は、平成 26 年度は 8 億円で執行率 56%、平成 27 年度は 23 億円で執行率 41%と低いにもかかわらず、平成 28 年度は 55 億円、29 年度要求は 63 億円と増額している。原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業のうち委託事業については、委託事業の上限金額が設けられていないので、設けるべきではないか。

- ・エネルギー構造転換理解促進事業費補助金（経済産業省 28-0042）は、エネルギー構造転換に係る理解促進を図るとのことだが、平成 28 年度は 45 億円の予算を計上して、3 億 8,000 万円分しか応募がなかった。事業内容自体を見直すべきである。

電源地域産業育成支援補助金（文部科学省 0262）

電源地域振興促進事業費補助金（文部科学省 0263）

- ・電源地域産業育成支援補助金（文部科学省 0262）と電源地域振興促進事業費補助金（文部科学省 0263）と広報・調査等交付金（文部科学省 0266）と電源立地地域対策交付金（文部科学省 0265）は交付対象施設が同一であり、整理統合を検討すべきである。
- ・電源地域産業育成支援補助金（文部科学省 0262）の資格がある自治体は、福井県、茨城県、岡山県の 3 県だが、岡山県は交付を要望していない。自治体にとって使いやすい交付金となっていないのではないか。

原子力発電施設等研修事業費補助金（文部科学省 0264）

原子力・エネルギー教育支援事業交付金（文部科学省 0268）

- ・原子力発電施設等研修事業費補助金（文部科学省 0264）は、平成 25 年度から平成 26 年度までの予算執行率が 82～90%、執行額も 71 百万～86 百万円にとどまっており、平成 29 年度要求の 105 百万円は過大である。また、委託先である公益財団法人若狭湾エネルギー研究センターや株式会社青森原燃テクノロジーセンターが実施している一般人や子供を対象とした研修は有料であるのに対して、原子力関連研修は受講費無料となっており、見直すべきである。
- ・原子力・エネルギー教育支援事業交付金（文部科学省 0268）の用途を見ると、随意契約（見積もり合わせ）が多い。成果目標が実験器具の整備、研修事業、施設見学事業等、事業の実施そのものとなっており、事業目的の達成を適切にはかっているとは言えない。交付対象地域については全国となっているが、実質的には立地自治体に偏重した交付になっており、その他の自治体において事業の目的を達成出来るのか疑問。この際、予算の減額、対象地域を限定する等の大幅な見直しをするべき。

風力発電のための送電網整備の実証事業費補助金（経済産業省 0335）

- ・これまで執行率の低迷（26 年度 1%、27 年度 1%）が続いており、予算要求も 26 年度の 250 億から 29 年度要求の 40 億まで年々引き下げられている。環境アセスメントに約 3 年を要することが大きな要因となっているようであるが、予算要求に見合うよう執行率の向上をさせるような仕組みを構築する必要がある。

4. 個別府省に関する課題

内閣府

○ 稼げるまちづくりの実現に必要な経費（新 29-0001）

次世代まちづくりツールについては、民間に同様の商品があるにも関わらず、あえて国が自治体のための共通プラットフォームを作る必要があるのか疑問である。仮に国によるツール作成が合理的だとして、当該プラットフォームが本当に稼げるまちづくりに資するのであれば、全国 1,700 自治体の内、多くの自治体が利用するはずであるのに、内閣府の説明では成果目標が「年間 30 市町村の利用」とされており、必要性に疑問がある。

○ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組に必要な経費（0088）

当該経費の内、性犯罪・性暴力被害者支援体制整備等促進交付金（新設 2.6 億）については、「ワンストップ支援センターを平成 32 年までに各都道府県に最低一か所設置すること」が、閣議決定されたことを受けての予算であり、その目標を実現するために、国が財政的支援を行うことに一定の合理性があるとしても、どこまで国が支援すべきかについて、明快な説明が必要である。例えば、従来の実証事業では認めていなかった継続的な運営費を交付金の対象としているが、その積算根拠については厳しい査定が求められる。また、都道府県によって被害者数に大きな差が存在しており、交付決定にあたっては、地域のニーズに応じて交付額に差を設けるべきである。

- 運営費の人員費についての積算根拠を明らかにし、その査定は厳しく行われるべき。
- 交付決定にあたっては、地域の状況に応じて交付額に差を設けるべき。

○ 地域少子化対策強化事業（0106）

少子化対策の重要性は論を待たない。また、本事業を継続するため、行政事業レビュー等を踏まえて様々な成果指標を創られている努力は多としたい。その一方で、横展開すべきとされている「優良事例」については、データで「優良事例」であることを合理的に示されるべき。また、「優良事例」を横展開するからには、既存の事例・仕組みを有効活用するなど効率化を図るべき。

個人情報保護委員会

○ 特定個人情報の監視・監督に必要な経費（0001）

- システム関係経費が多額であることから、政府CIOの下、国民に対して説明責任を適切に果たせるよう、引き続き事業費の徹底した効率化に努めるとともに、国民の利便性向上に努めるべきである。
- 個人番号法に新たに規定された定期検査等の業務が増大することは理解するが、制度周知のための説明会の開催等減少する業務もあることから、職員旅費や委員等旅費の人件費について、これまでの執行率の低い状況や定員増要求の実現状況等を踏まえながら、可能な限り要求額の縮減・効率化を図るべきである。

宮内庁

○ 皇室用財産の利活用

京都御所や桂離宮等の皇室用財産については、整備が必ずしも十分に行われておらず、経年劣化により美観が損なわれている施設がある。これらの皇室用財産は、日本の文化・伝統を後世に伝えるための貴重な施設であり、憂慮すべき状況である。

ただし、厳しい財政状況に鑑みると、施設整備費の確保については、宮内庁にも自助努力を求めざるを得ない。

皇室用財産を万全の状態に修繕・整備し、公開することができれば、皇室への国民の理解が深まるとともに、日本の文化・伝統に関心を抱く外国人を呼び込むインバウンドのための大きな魅力を持った観光資源ともなる。

- 京都御所や桂離宮等の皇室用財産を積極的に公開し、入場料等の形で得られた資金を施設整備に充てるべき。

復興庁

○ 水道施設災害復旧費補助（0099）（※ 執行は厚生労働省）

- レビューシートの修正や要求額の縮減等一定の改善が見られるが、今後、被災自治体の要望箇所・地域における取組状況の詳細を見極めながら、当該自治体と十分に調整を図り、当初予算額及び繰越額の一層の精査に努めるべき。

○ 「IoT/BD/AI 情報通信プラットフォーム」社会実装推進事業（新 29-0006）

AI 基盤技術の先進的モデルシステムの構築を目指すとしている 8 分野がすべて先進的モデルを必要とする分野なのか疑問が大きい。そもそも事業分野を国が指定して資金を拠出していく方法の妥当性が検証されねばならない。8 分野のうち 4 分野は災害対応に関するものであるが、先般の熊本地震の SNS 情報の分析の経験からもビッグデータの解析が必ずしも災害対策に役だったとは言いきれない。また医療分野においても、真に将来性のある事業であれば、医療機関、製薬企業などが自主的に取り組むはずのもので、医療技術・創薬イノベーションへの民間の投資金額や研究開発税制での多額の税額控除からすれば、国が他の分野と合わせて 8 分野、合計 12 億の資金を投ずる必然性は高いと言えない。また、医療分野では電子カルテのような定型化されたデータがあるのに自然言語処理が必要なのか。先進的な医学論文は英語でも執筆されており、わざわざ日本語のデータ蓄積を行う必要性を見出す事ことは難しい。

- 先進的利活用モデルの構築は、確実な効果測定につとめ、事業採択時は外部有識者の評価を受けると共に実証実験を行う際はモデルシステムを開放し、利用者視点で有用性の評価を受けること。
- 先進的利活用モデルの分野は、国があらかじめ分野を細かく特定するのではなく、ベンチャー企業なども含めて広く民間の事業アイデアを募り、民間の創意工夫に任せ、メリハリのある事業とすべき。
- AI の基盤技術に民間投資を誘発させるために、国立研究開発法人 情報通信戦略機構は、大手企業のみならずベンチャー企業に対する技術的支援を積極的に行うこと。

○ 次世代人口知能技術の研究開発（新 29-0007）

人工知能による関連産業の国内市場が、現在の 3.7 兆円から 2030 年には 87 兆円にまで成長すると予測されているという本事業の前提に立てば、民間の活発な投資が大いに期待できるところである。「次世代人工知能技術が汎用的で基礎的な研究開発でありリスクが大きく民間では期待できない」と決めつけるのは大いに疑問がある。

- 本事業の有用性を改めて検証し、企業の民間投資を誘発させるべき。

○ 独立行政法人国際交流基金運営費交付金（0093）

○ 海外における文化事業等（0095）

これまでの行政事業レビューチームにおける、事業の有効度を図るための、より客観的な目標設定についてという指摘に対応し、従来のアンケート調査に加え、事業の参加者の初参加率、公演・展覧会等の来場者数、日本語教師数、フェローシップ受給後の博士フェローの博士論文取得率などの数値目標を設定するとのことであるが、そうした数値目標がお手盛りのものにならないように厳格に設定する必要がある。

- 必要な国際文化交流とは何なのか、文化事業は定量的数字目標があいまいになる故、目標数字を厳格に定めるべき。

○ 国際機関等に対する任意拠出金の評価

「国際機関等につき評価を実施するとともに、その結果に基づき、メリハリをつけた予算要求を実施」との説明だが、まず評価については、評価を行った76機関への拠出金のうち、最低評価となるD評価は該当なし、C評価が4機関のみとなっている。最高評価のA評価が22機関、B評価が49機関である。外部有識者の意見を踏まえた評価基準を用いたということであっても、内部で行なった評価結果は十分に客観的なものとなっていないのではないかと。そもそも個々の機関に対してわが国として期待することはなんなのか。評価結果ではそうした目的に照らしたうえで拠出を行うことの妥当性が明確化されねばならない。予算要求については、B評価には15%増要求、C評価にも現状維持の要求となっているが、これはメリハリをつけた予算要求とは言い難い。評価の低い機関へは思い切った減額・撤収を行うべきである。

- 評価基準を見直し、厳格な評価と評価に伴う拠出を行う。評価の低い機関へは減額、撤収を行うべき。

○ ODA（政府開発援助）のフォローアップ

2007年から2009年にかけて行われたベトナムの「道の駅マスタープラン策定計画」（開発調査）は、設置された道の駅の利用状況が悪く、無駄遣いと指摘がなされている。

この事業は、その後の行政事業レビューの対象にもならず、失敗の原因追究も行われていない。ODAに対する国内での支持が減少する中で、国民に理解され、支持されるようなODAを行うためにも、ODAの中にしっかりとしたPDCAサイクルを確立する必要がある。

- 過去のODA事業の中で失敗だった事業の原因を突き止め、今後に生かす作業を行う必要があるとともに、ODA事業のコンサルタント業務を行った者の格付けをきちんとすべき。

○ 地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン（新 29-0005）

「図書館資源を活用した困難地域等における読書・学習機会提供事業」（2.91 億円）について、子供への読み聞かせ等は地域のボランティア団体等が活発に活動を行っているうえ、困難地域等での実践においてもスクール・ソーシャル・ワーカー等の専門家も存在しており、また、司書等の図書館職員に貧困問題や教育格差解消などの新たな役割を負わせるにしても、そのモデル事業の数や単価が多すぎる。当該事業を中止するか、事業の絞り込みにより予算を大幅に削減すべきである。

○ 次世代の教育情報化推進事業（新 29-0007）

次世代型教育用コンテンツ等の開発については、国の委託事業（1.7 億円）として開発を行うのではなく、国が教材開発に必要な要件や仕様を整理し、民間の自主的な開発に委ねることで、予算を使わずに行うべきである。

また、教材の開発にあたり設立される官民コンソーシアムについては、ベンチャー企業等の知見を積極的に活用することで、子供達の学習意欲を刺激しうる教材を提案するものにすべきである。

○ データプラットフォーム拠点形成事業（新 29-0026）

50 億円の予算が物質・材料研究機構と理化学研究所で 25 億円ずつ等分されている。さらに、理化学研究所の 3 つのプロジェクトの予算も 2 : 1 : 1 の割合となっている。それぞれのプロジェクトで実際にどれくらいの予算が必要なのか厳密に積み上げたうえで予算の総額を決定すべきである。

加えて、データベース構築の効果が民間企業の事業促進にとどまらず、データベース構築により大学や研究開発法人に対する企業の投資を誘発しているか今後検証していく必要がある。

また、文部科学省内で一般の科研費などとの優先順位付けや他の施策との連携などがきちんとなされているのか精査が必要である。

○ 全国学力・学習状況調査の結果開示（全国学力・学習状況調査の実施）（0041）

全国学力・学習状況調査については、昨年の政府の行政事業レビューにおいても、文部科学省の研究・政策について幅広い観点から再検証するため、研究者に幅広く開示すべきとされた。これは、EBPM を推進するうえでも極めて重要である。

文部科学省は調査結果を外部に提供するためのルール作りを始めるとしているが、進展していない。

- 調査結果を外部に提供するためのルールを早急に策定し、研究者に提供できる体制を整えるべき。

○ 英語教員の英語能力の確保（小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業） （0051）

中学校卒業生、高校卒業生の英語レベルが達成目標と比べて著しく低く、また、改善傾向にもないことを受け、中学、高校での英語の授業のあり方、英語教員の質、大学入試における英語力の検定方法などの抜本的な改善が必要な状況にある。

- 英語力の足りない英語教員の淘汰と ICT などを活用した英語教育の導入を加速化すべき。
- 例えば TOEFL100 点以上の者に英語教員の特別免許を出すなど、早急な改善効果のある施策の全国展開をはかるべき。

○ 大学の世界展開力強化事業（0132）

戦略的に重要な国・地域との交流プログラムを新たに開始する際は、既存のプログラムを縮小するなど、全体として予算が増加し続けられない工夫をすべきである。とりわけ、既に大学間の交流が盛んな国・地域とのプログラムについては、国の支援を追加で行う必要があるかどうか、質を保證できるのかどうかなどについて検討しなければならない。

レビューシートのアウトカム指標については、プログラムの派遣・受入数を単に記載するのではなく、大学のグローバル展開力の強化につながったかどうか判断可能な指標を設定すべきである。

○ 大学入学希望者学力評価テストの記述式問題の採点方法

2020 年に導入予定の大学入学希望者学力評価テストの記述式問題の採点に関して、大学の研究者から強い懸念が示されている。研究予算が今後、大幅に増える見込みがない中で、研究以外の業務を効率化し、研究者が研究に専念できる時間を増やす努力を始めている中で、研究と無関係な業務を研究者に押し付けることがあってはならない。

- 大学入学希望者学力評価テストの記述式問題の採点が、研究者の研究を阻害する要因にならないような方法をとるべき。

○ 日本・アジア青少年サイエンス交流事業（0176）

（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費の一部）

開始して未だ3年の事業であり、効果検証を十分に行えていない中で、予算・招聘人数ともに倍増すべきではない。加えて、人数を倍以上に増やしてもなお、学生の質を確保できるかどうかの説明も不十分。まずは、同事業の実施により、海外の優れた科学者の確保につながっているのか慎重に検証すべきである。現状においては、前年度から大きく外れない予算が妥当。

○ 海洋研究開発機構所有の船舶及び観測機器の運行・管理業務 (0288)

(国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費交付金に必要な経費の一部)

国立研究開発法人 海洋研究開発機構が所有する船舶及び観測機器の運行・管理に係る入札が長期間にわたり1社入札になっている。また、実際に運行・管理にあたる企業の船員の半数が外国人である場合もある。

- 運行・管理業務の入札を改善するか、海上自衛隊などとの協力を模索すべき。

○ 新国立劇場および国立劇場おきなわの管理・運営 (0344)

(独立行政法人日本芸術文化振興会運営費交付金に必要な経費の一部)

新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理・運營業務は、独立行政法人 日本芸術文化振興会を經由して、公益財団法人 新国立劇場運営財団及び公益財団法人 国立劇場おきなわに間接的に委託されている。間接的な運営形態をとる必要が明確ではない。

- 両公益財団法人が直接、劇場を運営した場合のメリット・デメリットを明確にすると同時に、劇場運営のさらなる効率化、活性化策を実施すべき。

○ 文化財保護対策の検討等 (0351)

異なった政策目的を有する複数の事業に対して、アウトカム指標がひとつしか設定されていない。それぞれの事業の効果測定が行えるように、きめ細かくアウトカム指標を設定すべきである。

「伝統工芸用具・原材料 Web データバンク事業」について、希少性のある用具や原材料のデータ整理については必要性を感じるものの、それをデータベース化し、一般公開することについて、文化庁や伝統的工芸品産業振興協会等のHPで情報提供を行う、外部からの問い合わせに対する窓口で対応するなども含め、まずは検証が必要。

厚生労働省

○ 保護費負担金 (0676)

生活保護受給者は、自己負担なく医療を受けられるため、患者側にも医療機関側にも、モラルハザードが生じやすく、様々な問題が指摘されているが、今般のレビューでは、頻回受診に的を絞って議論を進めた。医療扶助受給者の中には、主治医・自治体の嘱託医への協議を踏まえ、医学的にも過剰な受診を続けていたと認められる「適正受診指導対象者」が、約4,000名程度存在する。こうした適正受診指導対象者の頻回受診は、医療扶助の目的を逸脱しており、その抑制に向け、当該費用について一定の自己負担を求める措置や受診回数の制限など実効性ある改善策を、速やかに講ずるべきである。また、来年度からの措置として、少なくとも、適正受診指導対象者とされる者が不必要な受診を受けた場合には、診療行為を行った医師からも過剰な診療である旨の警告を行うこととし、不必要な受診の抑制を行うべき。

なお、平成26年ヒアリングでも、医療扶助について指摘をしているにも関わらず、厚生労働省は、生活保護改革に向けての取組をほとんど前に進めておらず、今般の提言とあわせて迅速かつ誠意ある対応を強く求めたい。

- 来年度より過剰な診療である旨の警告を行う等、不必要な受診の抑制を行うべき。
- 適正受診指導対象者の頻回受診の抜本対策を早期に確立し、受診の抑制を行うべき。

○ 日本年金機構事業運営費交付金（0784）

年金事務所について、「相談件数」と「職員数・社労士数」の推移をデータが入手できた平成22年度から6年間分確認すると、相談件数が減少している一方、職員数は横ばい、社労士数は増員となっており、相談業務に従事する人員数の削減が必要である。しかしながら、来年度は、受給資格期間の短縮により、新たに受給資格を得る方が64万人存在し、相談件数の大幅な増大が見込まれることから、上記人員削減等の取組は、再来年度から実施に移すこととすべき。

また、ねんきんネットの普及（ICT化）の取組を一層進め、ねんきん定期便の廃止を検討すべき。

- 相談業務の人員削減等の取組を再来年度から実施に移すべき。
- ねんきん定期便の早期廃止を検討すべき。

○ 年金・生活保護で共通したセーフティネットの構築

基礎年金月額と生活保護基準額は、下記の通りとなっている（平成28年4月）。

- ・ 基礎年金月額：65,008円（夫婦合計：130,016円）
- ・ 生活保護基準額

世帯	構成	生活扶助基準 (3級地-2～1級地-1)
単身	60～69歳	65,560 ～ 80,870円
	70歳以上	61,390 ～ 75,710円
夫婦	夫婦ともに60～69歳	97,860 ～ 120,730円
	夫婦ともに70歳以上	90,480 ～ 111,590円

単身世帯の場合は、基礎年金より生活保護の給付額が60～69歳でやや高く、70歳以上では低い場合からやや高い場合の双方があり、夫婦世帯の場合は、夫婦合計の基礎年金が生活保護より高く給付されているように見える。

しかし、生活保護では、家賃、地代を支払っている際は住宅扶助が支給される（例えば東京都の上限額は、単身世帯で月額53,700円～40,900円、夫婦世帯で月額64,000円～49,000円）ので、住宅扶助を加算すると、単身世帯・夫婦世帯で生活保護による給付が年金額を上回る事例が生じる。これは、基礎年金のみで生活している世帯が家賃、地代を負担している事例に比べて、公平性を欠いている。

厚生労働省は、生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないとするが、年金保険料を支払い自らの義務を果たした者に給付される年金額が、生活保護より低いことを正当化できる合理的な理由は見出し難い。これは、厚生労働省内で年金を所管する年金局と、生活保護を所管する社会・援護局が、共通ベースでの議論をしていないことが要因である。

- 65 歳以上のミニマムコストでの共通のセーフティネットが必要であり、年金・生活保護で共通ベースでの議論を行うべき。

○ 社会保険診療報酬支払基金の組織見直し

社会保険診療報酬支払基金（以下、支払基金）はこれまで東京に主たる事務所を置き、各道府県に従たる事務所を置いてきたが、レセプトの電子化により、こうした複数の事務所を必要としなくなった。また、主たる事務所も東京にある必要はなく、全国的に見てコストの安いところに集約できるようになった。これにより、医療費の支払いに必要な経費が大幅にカットされることになる。

医療費の負担の軽減措置が徐々に廃止されるなど、国民にさらなる負担をお願いする以上、無駄なコストをカットして、負担軽減につなげられる部分は待たなしで行わなければならない。

- 支払基金の事務所を一元化し、最もコストの安い場所に速やかに移転させると同時に、人工知能などを活用し、医師が審査しなければならないレセプトの数を減らし、効率化、合理化を最大限に進めるべき。

○ QMS 適合性調査の集約

QMS (Quality Management System) 適合性調査が、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 (PMDA)、都道府県、登録認証機関の三者から PMDA と登録認証機関に集約されたことを受け、一部で極端に調査コストが上昇している。

- 調査コストの妥当性の検証と、必要ならばコストの見直しをすべき。

農林水産省

○ 地域の魅力再発見食育推進事業（新 29-0002）

アウトカム指標が事業の参加人数となっており、政策目標である第3次食育推進基本計画における目標値と連動していない。関係省庁との役割分担も明確にしつつ、事業内容が政策目標達成に貢献するものとなるよう、適切な採択要件を設定するとともに、食育の取組の進展も踏まえ、事業内容の絞り込みを行うべき。

○ 地域バイオマス利活用事業（新 29-0012）

アウトカム指標がバイオマス産業都市の構築数となっているが、バイオマス産業都市の構築支援により産業規模がどれほど創出されたかをアウトカム指標にすべきである。

また、補助を行う 55 のモデル施設の直接的な経済効果のみならず、当該施設がモデル事業になることにより、金融機関が融資を行いやすい環境を整備し、ひいては、直接効果の約 13.6 倍の 1,500 億円の経済効果を生み出すとしている。行政事業レビューチームとの議論を通じて、補助の対象が 150 ⇒ 55 に絞られたことは評価できるが、計画通り実施された場合、①モデル施設の安定稼働だけで金融機関の融資姿勢が変化するかどうか、②約 13.6 倍の波及効果をもたらすほどの投融资案件が潜在的に存在しているかどうか、の点について説得力が未だ十分でない。上記①、②の要件を満たす案件に更なる絞り込みを行うべき。

○ 森林総合監理士等技術者活動支援事業（新 29-0015）

アウトカム指標を市町村の森林整備計画が見直された割合とするのではなく、見直しにより木材生産の増大等の実質的に改善をみた割合とすべきである。

また、森林整備計画の改善のためには、森林総合監理士を活用することが効果的なのか、市町村や都道府県の担当職員を活用することが効果的なのかデータに基づいた議論が必要である。4ヶ年計画で森林総合監理士の質・量両面の改善を図った後、果たして、補助に頼らず森林総合監理士の研修やセミナーを自主的に行なうことができるのかなど、森林総合監理士の今後のあり方についても十分に検討すべき。

○ 食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化事業（新 28-0001）

多岐にわたる複数の事業から成っており、事業毎に対象者（企業）数のスケールが異なるため、アウトプット指標を割合で示すのではなく、者（企業）で示すべきである。また、アウトカム指標である日本産食材サポーター店（3,000 店舗）が農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標にどれほど貢献しているか定点観測できるようにすべき。

日本人料理人や日本食レストランの海外進出支援、海外の食育活動の実施などについては、これらが単発の取り組みに終わらず、後発事例のモデルケースとなりうるよう、対象事業の絞り込みや工夫を行うべき。

○ 経営所得安定対策等（0095）

水田活用の直接支払交付金が将来にわたり青天井にならないよう、どのように国民負担を抑制しつつ持続可能性を確保するのか、そのために野菜等の高収益作物への転換や飼料用米等の生産コスト低減等をどう実現していくのか、具体的な方策を検討し、その実効性を検証できるようにすべきである。同時に、高収量の作付に対する傾斜支払の改善や野菜等の高収益作物への転作促進への重点化などを進めていくべきである。

畑作物の直接支払交付金については、対象作物の生産費低減を実現させ、国民負担の圧縮を図っていくべきである。

○ 産地活性化総合対策事業（0135）

目的や対象が多岐にわたる複数の事業から成っている。それぞれについて、アウトプット指標やアウトカム指標が一对一で対応するよう、レビューシートでも工夫すべきである。

また、国産花きイノベーション推進事業のうち、花きの需要拡大向け予算については、①類似の事業が沢山存在する中で、なぜ特定の事業にのみ国が支援するのか説明が十分かどうか、②国の補助が無くても、民間の取り組みとして存続していくのかどうか、③作成したマニュアル等が十分に活用されているかどうか、等の観点から、事業内容の精査を行うべきである。

○ 資源管理の推進・漁業収入安定対策事業（0289）

漁業者等による自主的な資源管理の取り組みである資源管理計画 1,449 件の評価・検証には PDCA サイクルの確保に向けた一定の努力は認められるものの、資源状態の評価基準としては不十分な漁獲量や魚価などによる評価・検証（その他の評価基準を除く）が計画の 8 割近くにも及ぶなど科学的なデータ根拠、エビデンスに基づく政策管理の推進がなされているとはいえない。

計画の評価・検証の今後の課題には、広域的な取組みの必要性や関係都道府県の調整、広域での連携した管理などが掲げられており、政策的な対応が必要である。

マサバを対象として実施している IQ 実証試験の実施結果については水産庁ホームページに公開されているものの、事業の公的なデータである漁獲量や魚体サイズ、水揚金額については全くオープンにはされておらず外部有識者等の意見や検証等の機会が失われている。

- エビデンスに基づく PDCA サイクルの確保に向けた一層の取り組みが必要であり、資源管理計画の評価・検証の妥当性をチェックする機能を強化すべき。
- マサバ IQ 実証試験のエビデンスに基づく PDCA サイクルを確保するため、公的なデータをオープンにするとともに、資源管理のあり方検討会での評価・検証を行うべき。

○ うなぎの生育環境整備（水産庁・国土交通省・環境省）

絶滅危惧種に指定されているニホンウナギ生育環境の改善にあたり、水産庁では石倉の設置事業を実施しているが、適切なエビデンスに基づいた効果検証がなされているとは言えない。あわせて、河川一帯での生育環境整備が必要であるにもかかわらず、国土交通省・環境省・水産庁による一体的な取組がなされていない状況である。

- 水産庁は、減少要因の一つとされる生息環境の改善を図るため、環境省から示されるニホンウナギ保全方策検討会の指針をベースとして、国土交通省の多自然川づくりの事業等との協力・連携を深めるべき。
- 石倉増殖礁や魚道の整備、親ウナギの放流などの水産庁事業の効果を高め、エビデンスに基づく PDCA サイクルを確保するためにも事業を集中すべき。

○ 区画漁業権の運用

真珠養殖業の区画漁業権の運用については、本来は漁業権行使料が発生しない事例において、漁場使用料や地元協力金などの名目で漁業協同組合に相当程度の金額が支払われる例がみられていることが水産庁の調査で明らかになっている。また、クロマグロ養殖業についても、特定区画漁業権の優先順位で第一位にある漁業協同組合が漁業権を有する場合に、高額な漁業権行使料の徴収がなされていることが一部報道されている。こうした状況は、養殖業を営む漁業経営者のコスト増につながり、漁業者の所得向上、漁業の成長産業化の阻害要因となる懸念がある。

- 真珠養殖業の区画漁業権の運用については、実態調査に基づき法令違反等が無いよう漁業協同組合等の関係者・機関に指導を徹底すべき。
- クロマグロ養殖業についても全国調査による実態の解明を行い、合理的な根拠や価格に基づいて漁業権行使料の徴収がなされているか明らかにすべき。

経済産業省

○ 企業保険者等が有する健康・医療情報を活用した行動変容促進事業 (新 29-0004)

本事業は、糖尿病等の生活習慣病領域においてレセプト情報等を活用し、重症化予防・行動促進実証研究やデータベース運営・データ解析を行うものであるが、実際に個人の行動変容をいかに促進するかの方策が明確でないこと、アウトカム指標とされた「健康寿命延伸産業市場規模 10 兆円」は政府全体の目標であり、本事業としての個別の指標とはなりえないことを指摘したところ、健康情報を活用した生活習慣の改善には健康保険の保険者の取組みが不可欠であることから、改めて、個別の目標として「健康情報を活用し生活習慣病予防等に取り組む保険者の数（平成 32 年度に 80 組合、平成 37 年度に 1,000 組合）」が設定されたところである。医療費適正化効果の早期の発現のために保険者数目標を確実に達成すること、及び保険者数の増加と医療費適正化の効果の検証が必要である。

- 医療費適正化効果の早期の実現のために保険者数目標を達成すること。
- 保険者の増加により医療費適正化の効果があるのかを検証すべき。
- 構築されるデータベースを広く利用できるようにすべき。
- 健康保険組合はデータの利活用によって保険収支が改善されるのであれば、自らの投資を行いやすい環境を整えるべき。

○ グローバルオープンイノベーション・ハブ形成促進事業（新 29-0011）

世界に先駆けて第4次産業革命を実現するために、世界のトップ研究者・先端技術を集める手法として、JETROを通じての誘致活動は力不足感が否めない。過去3年間の実績について、数ではなく質の面で、果たして先進的な技術を持つ企業が来ているのか、検証が必要である。また、外国企業との共同研究だけが優遇される仕組みは、日本企業との公平性という視点で課題がある。

- 既存の外国企業も支援対象になっており、国内の雇用増加に直接結びついているのか疑問があると同時に、JETRO以外の方法を検討するなど、まずは方法論を再考すべき。

○ 医療技術・サービス拠点化促進事業（0066）

本事業はわが国の医療機器・サービスを海外に提供するアウトバウンドと国内での外国人患者の受け入れというインバウンドの両方を内容とするために焦点が曖昧となり、両事業のシナジー効果は必ずしも明らかではない。アウトカムは単に海外拠点の数ということではなく、質を重視すべきである。

- 海外展開を望み、力を備える医療機関のみ支援を行うべき。
- 国は、今後とも設備投資などには関与せず、医療機関の海外投資を誘導するための役割のみに徹すべき。
- 外国人患者の受け入れは、個別医療機関の経営の問題で、国の関与は最小限にすべき。

国土交通省

○ 下水道事業（0064）

- 下水道事業の実施・経営主体は市町村であり、革新的技術をもった省エネ・再エネに資する施設・設備であっても、本来は市町村が整備すべきものであること等から国庫100%補助の制度継続は不適當であり、通常国庫補助とのイコールフットィングが確保されるような補助体系に見直すべきである。
- 見直しにあたり、今後、地方公共団体への施設の売却を明記した上で公募することとしたことから、まずはこの方針を前提に認めるが、遅くとも平成30年度当初予算からの実施に向けて、制度の詳細や法令等との関係など、財政当局と十分に調整すべきである。なお、国と地方公共団体との役割分担等を踏まえ、下水道革新的技術実証事業等を含む下水道事業調査費の増額要求は認めない。

○ 観光地域ブランド確立支援事業（0250）

- 事業の成果が不透明であるほか、地方創生の交付金との関係や国・地方・民間の役割分担等から、国が延々と支援すべき事業ではないことに加え、平成 28 年の実績もゼロであることから、平成 29 年以降の新規分は必要ないのではないかと。その上で、既存の支援先に対する 5 年を限度とする支援期間終了後は事業廃止すべきである。

○ 地域資源を活用した観光地魅力創造事業（0255）

- 事業の成果が不透明であるほか、地方創生の交付金との関係や国・地方・民間の役割分担等から、国が延々と支援すべき事業ではないが、終期（観光地域ブランド確立支援事業の新規採択期間を 4 年に限るとすれば、魅力創造事業の新規採択も平成 27 年～平成 30 年の 4 年が限度）を特定した上で、消極的アウトカム指標や支援対象経費等を適切に見直し、要求額の縮減を図るべき。その上で、既存の支援先に対する 3 年を限度とする支援期間終了後は事業廃止すべきである。

○ 船員雇用促進対策事業費（0370）

- 船員計画雇用促進助成金について、船員教育機関の卒業生は、そもそも船員になることを志して専門教育を受けている者であることから、トライアル雇用奨励金と同様に 12 万円も助成することに対し、対象者を厳しく限定すべきである。
- また、一般教育機関の出身者は、トライアル雇用奨励金でさえ最大 12 万円である中、48 万円は著しく過大で国民の理解は得られないと考えられるため、合理的といえる額に縮減すべき。

○ 地下鉄、鉄道に関する工事を行うための資格

地下鉄や鉄道に関する工事を行うためには、各社が独自の資格制度を策定しているが、資格が多岐にわたり、かつ年に数回しか取得する機会がない。資格取得の機会が制限されていることが資格者の不足、コストアップにもつながっており、規制緩和の必要がある。

- 各社独自の制度である必要はなく、また、取得の機会を著しく少なくする必要性も認められないことから、これに関しては、抜本的な規制緩和を行うべき。

○ 気象研究所（0456）

- 平成 29 年新規要求の集中豪雨の予測精度向上のための研究（11.8 億円）については、現在、平成 27 年に高性能の静止気象衛星（ひまわり 8・9 号）による観測を開始し、次世代スーパーコンピュータを活用しつつ予測の強化を図っている状況の中、当該新規の研究により、ひまわりによる観測よりも予測精度を上げられること等が期待される一方で、費用対効果や緊急性等の説明が不十分であり、当面は現在の取組状況を見極めながら検討を深めるべき。

環境省

○ 省エネ家電等 COOL CHOICE 推進事業（新 29-0005）

当該事業が対象としている主要な省エネ家電は、トップランナー制度の対象であり、メーカーの自助努力による性能向上が期待されているため、当該補助制度がなくとも販売されたであろう省エネ家電数量に対して、追加的に販売された部分にのみ補助対象を限定するなど、予算額の大幅な縮減が必要。また、省エネ賃貸物件促進のための不動産仲介業者への補助制度は、制度導入でどの程度追加的に省エネ物件が賃貸されるのか不明であり、また不動産仲介業者へのバラマキ的要素も強い。なお、補助制度という「アメ」の政策の効果を最大限発揮させるためには、「販売事業者に対して、販売台数の内、一定割合は省エネ家電としなければならない」旨の「ムチ」の仕組みをセットで導入することも考えられる。

- 補助制度がなくとも販売されたであろう数量に対して、追加的に販売された部分にのみ補助対象とすべき。
- 予算額の大幅な縮減を行うべき。
- 不動産仲介業者への補助制度の予算化は認めるべきではない。

○ 次世代省 CO2 データセンター確立・普及促進事業（新 28-0009）

そもそも、データセンター事業者にとっては、光熱費がコストの大きなウェイトを占めており、省エネを図ることでランニングコストを削減できるインセンティブが存在している。その上で、本補助金は、従来システムから 50%以上の省エネ効果がある困難性の高い事業に挑戦する「トップランナー」を支援することを目的としている。平成 28 年度から 3 年間の当該事業を継続することで一定件数の事例を集積し、総務省が普及に向けてのガイドラインを作成。その後は補助金なしで自律的に、次世代型データセンターが普及されることを目指している。つまり、本補助事業は、導入実績を積み上げるための実証事業としての側面が強く、総務省のガイドラインづくりに必要な事例集積に限定して事業採択を行う必要がある。具体的には、平成 29 年度予算については、適切な採択ポートフォリオ構築を行うことに限定すべき。

○ 低炭素社会の構築に向けた国民運動事業（0022）

本事業は、メディアや協力的な企業等を通じて地球温暖化に対する意識を国民に浸透することを目指しているが、漫然と広告代理店にお金を流す形となっている可能性が高い。省エネ製品の販売数量・エネルギー消費量など、政策効果を測定できる統計調査を活用し、事業の成果・効果が明確に測定できるよう成果指標の抜本的見直しをすべき。

○ 地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業 (0023)

本事業は、各地にある地域地球温暖化防止活動推進センターや、地方公共団体等に対する定額の補助によって、地域レベルでも地球温暖化の意識を醸成することを目指しているが、上記国民運動事業同様に、事業の成果・効果が明確に測定できるよう成果指標の抜本的見直しをすべき。

○ L2-Tech (先導的低炭素技術) 導入拡大推進事業 (0060)

L2-Tech リストの整備については、各分野における最先端の技術の情報を集めることで、最先端技術に対する認知を高めることに資すると考えられる。他方、補助事業については、目的・目標が不明確。L2-Tech リストには幅広い品目が掲載されているにもかかわらず、対象を一部の業種や機種に絞って補助を実施するという内容となっていることに加え、平成 28 年度予算の大半が執行できておらず、L2-Tech リストの機器全体の普及に資するとは思えない。平成 28 年度予算の執行状況を踏まえれば、平成 29 年度予算については、まずは L2-Tech の認知を高めることに注力すべき。その上で、補助事業については、対象の合理的線引きをすべき。

(以 上)